

国民健康保険のお知らせ

医療費の一部を助成します 対象：65歳以上で障がいのある人など ☎給付担当(TEL6384・1337 FAX6368・7347)

対象者に老人医療証を交付します。1医療機関での医療費の自己負担額は1日500円を上限に月2回まで。3回目以降は無料。1カ月に複数の医療機関を受診した場合、給付申請をすれば上限額は2500円になります。

▶**手続き** 対象者は必要書類を持って国民健康保険室か各出張所へ。有効期限が7月31日(月)までの老人医療証を持っている人には7月25日(火)に新しい医療証を発送します。ただし、自立支援医療(精神通院)受給者証の期限が7月31日までの人は同受給者証の更新手続きが必要です。

老人医療証の対象者

対象	必要書類	所得基準額
身体障がい者手帳 1・2級の人	身体障がい者手帳	本人所得 462万1000円以下 (扶養なしの場合)
知的障がい重度(A)か中度(B1)で身体障がい者手帳を持つ人	療育手帳 (中度の人は身体障がい者手帳も)	
自立支援医療(精神通院)を受けている人	自立支援医療受給者証の写し (精神通院)	本人所得 224万円以下 (扶養なしの場合)
結核の医療を受けている人	患者票の写し	
「難病の患者に対する医療等に関する法律」による指定難病の疾患のある人	特定医療費(指定難病)受給者証か3カ月以内の診断書など	本人所得 238万円未満 (扶養1人の場合) ※
ひとり親家庭医療を受けている人	ひとり親家庭医療証	
身体障がい者手帳 3級、4級の人	身体障がい者手帳	住民税非課税世帯
知的障がい中度(B1)の人	療育手帳	

いずれも所得基準額は、雑損・医療費・社会保険料などの各控除後の額。譲渡所得は、特別控除前の額。
※世帯の状況によって所得基準額が異なるため、対象外となる場合があります。

高額療養費を助成します ☎給付担当(TEL6384・1337 FAX6368・7347)

加入している健康保険に申請をすれば、入院・外来時の医療費の支払いが限度額までになる限度額認定証が交付されます。限度額は年齢や所得によって異なります。現在の認定証の有効期限は7月31日(月)までです。引き続き認定証が必要な人は加入している健康保険に更新手続きをしてください。75歳以上で認定証を持っている人には、7月25日(火)に新しい認定証が発送されます。詳しい要件については加入している健康保険に問い合わせてください。

70歳未満の人	加入している健康保険に認定証の申請をしてください。 住民税非課税世帯の人は、食事代も減額されます。
70歳以上の人	認定証の申請をしなくても負担限度額が適用されます。 住民税非課税世帯の人は、加入している健康保険に申請すれば食事代も減額されます。

後期高齢者医療被保険者証と保険料額決定通知書を送ります

対象：75歳以上・障がいのある65歳以上
☎国民健康保険室資格・賦課担当(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

●被保険者証(桃色)を送ります

8月から医療機関で使用できる後期高齢者医療被保険者証(桃色)を、7月5日(火)以降に送ります。

一部負担金の割合

平成29年度の住民税課税標準額が145万円未満の人は1割負担。145万円以上の人と、同世帯の人は3割負担です。保険証の記載が3割負担の人で、平成28年中の収入が383万円未満の単身世帯か、被保険者と70歳以上の人を含む2人以上の世帯で520万円未満の場合は申請すれば1割負担になります。

●保険料額のお知らせ

保険料額を定めた決定通知書を7月13日(木)以降に送ります。保険料は被保険者全員が等しく負担する均等割(5万1649円)と所得に応じて負担する所得割

(料率10.4%)の合計で算定します。年間保険料の限度額は57万円。所得が低いなど基準を満たしていれば保険料を軽減します。

●保険料の納め方

年金から天引きする 特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の人を対象。仮徴収として4月、6月、8月に天引きし、年間の保険料額確定後、残額を10月、12月、2月に天引きします。ただし、年金受給額が年額18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えるなどの理由により、普通徴収になる場合があります。

口座振替や納付書などで納める 普通徴収

特別徴収以外の人を対象。7月から翌年3月までの9期割で納めます。

国民健康保険高齢受給者証を送ります

対象：70～74歳の国民健康保険加入者
☎資格・賦課担当(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

●高齢受給者証(黄色)を送ります

8月から医療機関で使用できる国民健康保険高齢受給者証(黄色)を、7月下旬に送ります。

一部負担金の割合

平成29年度の住民税課税標準額が145万円以上の人と、同世帯の人は3割負担。145万円未満で、昭

和19年4月1日以前生まれの人は1割、それ以外の方は2割負担です。

受給者証の記載が3割負担の人で、平成28年中の収入が383万円未満の単身世帯か、被保険者と国保から後期高齢者医療へ移行した人を合わせて2人以上の世帯で合計収入が520万円未満の場合は、申請すれば2割(または1割)負担になります。

国民健康保険料 土日・夜間納付相談窓口を開設 ☎問収担当(TEL6384・1240 FAX6368・7347)

土日納付相談窓口	午前10時～午後4時	7月1日(土)、2日(日)、8月5日(土)、6日(日)、9月2日(土)、3日(日)
夜間納付相談窓口	午後8時まで延長して受け付けます	7月27日(木)、8月31日(木)、9月28日(木)